

令和8年1月7日

東京地方裁判所 御中

原告：株式会社Pioneerwork
代表取締役 後藤 陽一

甲9号証（写し）
稼働時間明細（MOU締結後）—100時間（提出用）

1 対象期間

2025-09-21（MOU締結）から 2025-12-07（通知書作成）まで（中心期間）

交渉継続・資料対応・待機が続いたため、実作業はこの期間に集中している。

2 合計稼働時間

(1) 合計：100時間

(2) 単価：\$200/時間

3 内訳（作業類型別）

(1) 確定契約ドラフト（STA等）作成・修正：40時間

(2) 取引ストラクチャー検討・Plan B設計（図示含む）：15時間

(3) DD対応・資料作成（KPI/売上/契約状況等）・追加数値対応：20時間

(4) 連絡・調整（メール/WhatsApp/Facebook Messenger/iMessage等）：10時間

(5) 通話待機・架電（深夜帯含む）：15時間

（合計：100時間）

4 据強資料（対応関係の目安）

本明細の裏付けとして、少なくとも以下が対応する。

(1) Plan B設計（図示）および合意発言：甲4

(2) 追加数値の要請およびその対応の前提：甲5（例：11/10の「updated numbers asap」等）

(3) 通話待機・架電の状況：甲5（通話履歴・不在着信等）

(4) カレンダー記録（会議・作業枠）：甲9-1（カレンダー記録（会議・作業枠））

以上